

# 京葉ガスリキッド 害虫・害獣駆除サービス利用規約

## 第 1 項 サービス内容

当社が提供する害虫・害獣駆除サービス(以下、「本サービス」といいます。)の主な内容は、以下の通りとします。

1. 害虫の駆除・防除・対策(ゴキブリ、シロアリ、ハチ等)
2. 害獣の駆除・防除・対策(ネズミ、ハクビシン、アライグマ、ハト、カラス、ムクドリ等)

## 第 2 項 サービス対象

京葉ガスリキッドの供給エリアにお住まいで、原則、京葉ガスリキッドとガス使用契約を締結している方、または、当社が指定する事業者とガス使用契約を締結している方が対象となります。

## 第 3 項 ご利用条件

以下の内容をご了承いただけない、もしくは満たしていないと当社が判断した場合は、本サービスの提供はできません。

1. 「本利用規約」をご了承、同意をいただいた方。
2. 当日、当社提携会社がサービス事前事後に説明させていただき確認内容をご了承、同意をいただいた方。
3. 電気、水道、ガス、作業場所(屋内、屋根、軒下、床下、庭等)、薬剤、駆除・防除・対策用具等のご使用を承いただける方。
4. サービス時にご在宅いただける方。また、いずれかの方法(eメール・固定電話・携帯電話)で連絡が取れる方。

## 第 4 項 サービスの申し込み

1. お客様が当社所定の方法により本サービスを申し込み、当社が前条各号に定める条件等を確認したうえで、当社提携会社より事前確認(サービス内容、調査内容確認、日程調整等)の連絡をいたします。
2. 本サービスのお申し込み日から4日以内(土日祝および年末年始を除く)に、提携会社よりご連絡いたします。
3. 本サービスのご利用料金は事前に無料で調査・お見積り後にご提示し、ご提示した金額・施工内容にお客さまが合意した場合に決定いたします。
4. 当社からサービス日程のご連絡をさせていただき際に3日以上連絡がつかない場合は、いったんお申し込み自体をキャンセルさせていただきます。

## 第 5 項 サービス実施時の注意事項

1. サービス実施時には、現金および貴金属・貴重品は必ず片付けて保管場所に収納してください。取り扱いに注意を要するものがあれば、事前にお知らせください。
2. 作業の場所により、物を移動する場合がございますが、サービス実施箇所付近の大切な物、壊れやすい物、割れ物等は事前に移動していただきますようお願いいたします。

## 第 6 項 料金と支払い

1. 利用料金はお客さまから当社にお支払いいただきます。
2. 経済情勢の変動、法令の制定・改廃、租税公課の変更等により、当社は利用料金を改定することがあります。
3. 現在、ガス料金のお支払い方法が「口座振替」「払込用紙」の方は、ガス料金と合わせてご請求します。ガス料金のお支払い方法が「口座振替」「払込用紙」以外の方は、もしくは当社が指定する事業者とガス使用契約を締結している方は、払込用紙をお送りします。

## 第 7 項 当日キャンセルについて

作業日当日のキャンセルや材料および車両手配後のキャンセルにつきましては、キャンセル料として全額をお支払いいただきます。

## 第 8 項 個人情報の取り扱い

当社が本サービスのご利用に際して入手した個人情報は、主に以下の利用目的で使用します。

### 【利用目的】

1. 各種サービス提供のため
2. お客様のお取引に関する事務を行うため
3. アンケート・市場調査・データ分析・サービス研究・サービス開発を行うため

4. 各種サービスの購入前問い合わせや購入後のアフターサービスにおいて各種サービスに関する案内・報告を行うため
  5. お客様との契約・法律等に基づく権利を行使または義務の履行のため
  6. その他お客様のお取引を適切かつ円滑に遂行するため
- 詳細は、個人情報保護方針について当社ホームページをご確認ください。  
<https://www.keiyogasliqd.co.jp/corp/privacy.html>

## 第 9 項 協議事項

本規約に定めのない事項および本規約の条項のうち疑義が生じた事項については、お客さまと当社との間で協議して取り決めるものとします。

## 補償規定

### <補償対象>

サービス日から3日以内にお申し出があった場合でお客様から請け負ったサービス内容について当社提携会社が行った行為に原因がある場合。

### <事故原因の所在>

当社提携会社の故意または過失によって、お客様宅の建物・家財道具やお客さまや家族に損害を与えた場合、当社が損害賠償の義務を負います。

### <補償金額>

補償金額は、一般的に妥当な金額を当社にて補償するものとします。

### <免責事項>

以下の場合には、補償対象とはなりませんので、ご了承ください。

1. 事前に当社からの駆除・防除作業工程で生じる損傷等のリスクに関する説明に対して許諾されていた場合
2. 当社および当社提携会社での調査にご協力いただけない場合
3. 2次的損害の場合
4. 当社に責が認められない場合
5. 台風・地震・噴火・洪水・津波などの自然災害に起因する事故の場合

本規約を変更する場合は、当社ホームページへの掲載その他の方法によりお客さまに周知するものとします。

【制定日】2024年3月27日 京葉ガスリキッド株式会社

社 名：京葉ガスリキッド株式会社

住 所：千葉県船橋市咲が丘1-4-17

T E L : 0120-34-8671

代表者：代表取締役社長 金杉 太元

### 【お申し込みの撤回または解除について「クーリング・オフ制度」】

- (1) お客様が、訪問販売および電話勧誘販売でお申し込み(契約)された場合、本書面を受領された日から起算して8日を経過する日までの間は、書面により無条件でお申し込みの撤回(契約が成立したときは契約の解除)を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができます。クーリング・オフの効力は、お客様が書面を発信したとき(郵便消印日付)から生じます。
- (2) クーリング・オフを行う場合、お客様は、損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用は当社が負担します。すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は速やかにその全額の返還を受けることができます。商品を使用もしくは消費し、または権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。また、役務の提供を受け、または施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払義務はありません。役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態にもどすよう請求することができます。
- (3) 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリング・オフすることができます。